

職 発 0530 第 4 号
令和 4 年 5 月 30 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

トライアル雇用助成金における「その他安定した職業に就くことが困難である者
として職業安定局長が定める者」の範囲等について

「雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 2 項第 1 号イ (5) 及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成 25 年厚生労働省告示第 390 号) 第 1 項第 10 号において、「前各号に該当する者のほか、安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める者」が定められているところである。また、雇用関係助成金支給要領(平成 25 年 5 月 16 日付け職発 0516 第 19 号・能発 0516 第 4 号・雇児発 0516 第 9 号) 第 2 中、6 トライアル雇用助成金 (1) 一般トライアルコース (以下「支給要領」という。) 0301 ニ(ホ) j において、「その他安定した職業に就くことが困難である者として職業安定局長が定める者」を定めているところである。

当該者の範囲等については、下記のとおりとするので、取扱いについて遺漏なきを期されたい。なお、本通知に定めるもののほかは、支給要領及びトライアル雇用実施要領等によるものとする。

記

1 対象者の範囲

ウクライナにおける紛争によって日本に避難することを余儀なくされたウクライナの住民その他の者 (以下「ウクライナ避難民」という。) であって、原則、「特定活動 (就労可)」(在留期間 1 年) の在留資格が付与されている者とする (「ウクライナ避難民であることの証明書」(出入国在留管理庁) が発行されている者に限る。))。

2 対象者の確認方法について

ウクライナ避難民である求職者がトライアル雇用助成金の支給要件に該当することの確認は、別添のトライアル雇用対象者確認票(ウクライナ避難民)、ウクライナ避難民であることの証明書及び在留カード (原則、令和 4 年 3 月 15 日以降に許可されているものに限る。) により行うこと。

なお、ウクライナ避難民であることの証明書及び在留カードについては、写しの提出で差し支えないこと。

トライアル雇用対象者確認票(ウクライナ避難民)

以下のそれぞれの項目について、対象労働者に聴取の上、
紹介機関の担当者が「はい」又は「いいえ」のどちらかにチェックを付けて下さい。

	確 認 事 項	はい	いいえ
1	常用雇用（※）を希望していますか。 ※期間の定めのない労働契約を締結する労働者で、1 週間の所定労働時間が通常の労働者と同じであるものとして雇用されることをいいます。	☐	☐
2	（1で「はい」と回答した場合）トライアル雇用による雇入れも希望しますか。	☐	☐
3	トライアル雇用制度について内容を理解しましたか。	☐	☐
4	現在、安定した職業（※）に就いていますか。 ※期間の定めのない労働契約を締結し、1 週間の所定労働時間が通常の労働者と同等のものをいいます。	☐	☐
5	現在、自営業を行っている又は役員等に就いていますか。 （「はい」と回答した場合）1 週間当たりの実働時間 時間）	☐	☐
6	学校（中学校、高校、大学（短大）、高専、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、職業能力開発総合大学校等）に在学中ですか。 （「はい」と回答した場合）卒業予定年月 年 月、卒業後の内定 あり・なし）	☐	☐
7	現在、トライアル雇用（※）されており、そのトライアル雇用期間中ですか。 ※一般トライアル雇用又は新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等のいずれかを指します。	☐	☐

年 月 日
紹介機関担当職員：